

平成26年土佐清水市議会第2回定例会9月第2回会議会議録

第23日（平成26年10月21日 火曜日）

~~~~~・~~~~~・~~~~~

議事日程

日程第1 議案第47号「平成26年度土佐清水市一般会計補正予算（第4号）について」  
から議案第68号「平成26年度土佐清水市一般会計補正予算（第5号）につい  
て」までの議案22件  
（委員長報告、質疑、討論、採決）

日程第2 議員派遣について

~~~~~・~~~~~・~~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2

~~~~~・~~~~~・~~~~~

議員定数 12人

現在員数 12人

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席議員 12人

| | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 田中耕之郎君 | 2番 | 岡本詠君 |
| 3番 | 細川博史君 | 4番 | 前田晃君 |
| 5番 | 浅尾公厚君 | 6番 | 森一美君 |
| 7番 | 小川豊治君 | 8番 | 西原強志君 |
| 9番 | 永野裕夫君 | 10番 | 岡崎宣男君 |
| 11番 | 仲田強君 | 12番 | 武藤清君 |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

欠席議員

なし

~~~~~・~~~~~・~~~~~

事務局職員出席者

| | | | |
|--------|-------|------|-------|
| 議会事務局長 | 山下毅君 | 局長補佐 | 東博之君 |
| 議事係長 | 池正澄君 | 主事 | 金子亜由君 |
| 主事 | 作田愛佳君 | | |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

## 出席要求による出席者

|                                             |         |                            |         |
|---------------------------------------------|---------|----------------------------|---------|
| 市 長                                         | 泥谷 光信 君 | 副 市 長                      | 磯脇 堂三 君 |
| 会 計 管 理 者<br>兼 会 計 課 長                      | 黒原 一寿 君 | 税 務 課 長 兼<br>固 定 資 産 評 価 員 | 野村 仁美 君 |
| 企 画 財 政 課 長                                 | 早川 聡 君  | 総 務 課 長                    | 木下 司 君  |
| 危 機 管 理 課 長                                 | 横畠 浩治 君 | 消 防 長                      | 田村 光浩 君 |
| 消 防 署 長                                     | 上原 由隆 君 | 健 康 推 進 課 長                | 戎井 大城 君 |
| 福 祉 事 務 所 長                                 | 徳井 直之 君 | 市 民 課 長                    | 岡田 敦浩 君 |
| 環 境 課 長 兼<br>清 掃 管 理 事 務 所 長                | 坂本 和也 君 | ま ち づ く り 対 策 課<br>課 長 補 佐 | 楠目 生 君  |
| 産 業 振 興 課 課 長 補 佐                           | 中津 健一 君 | 産 業 基 盤 課 長                | 文野 喜文 君 |
| 水 道 課 長                                     | 田村 和彦 君 | じ ん け ん 課 長                | 田村 善和 君 |
| し お さ い 園 長                                 | 中島 東洋 君 | 収 納 推 進 課 長                | 倉松 克臣 君 |
| 教 育 委 員 長                                   | 福重百合架 君 | 教 育 長                      | 弘田 浩三 君 |
| 学 校 教 育 課 長                                 | 山本 豊 君  | 生 涯 学 習 課 長                | 中山 優 君  |
| 教 育 セ ン タ ー 所 長 兼<br>少 年 補 導 セ ン タ ー<br>所 長 | 武政 聖 君  | 選 挙 管 理 委 員 会<br>事 務 局 長   | 沖 比呂志 君 |
| 監 査 委 員 事 務 局 長                             | 小松 高志 君 |                            |         |

~~~~・~~~~・~~~~

午前10時00分 開 議

○議長（永野裕夫君） おはようございます。定刻でございます。

ただ今から平成26年土佐清水市議会第2回定例会9月第2回会議第23日目の会議を開きます。

日程第1、市長提出議案第47号「平成26年度土佐清水市一般会計補正予算（第4号）について」から議案第68号「平成26年度土佐清水市一般会計補正予算（第5号）について」までの議案22件を一括議題といたします。

ただ今から、各委員会の審査結果についての委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長 小川豊治君。

(予算決算常任委員会委員長 小川豊治君登壇)

○予算決算常任委員会委員長(小川豊治君) 皆さん、おはようございます。

平成26年土佐清水市議会第2回定例会9月第2回会議で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果についてご報告をいたします。

まず、補正予算案について報告いたします。

1、議案第47号「平成26年度土佐清水市一般会計補正予算(第4号)について」

(1)歳入については、特に意見もなく、了承いたしました。

(2)歳出中、5款3項2目21節 水産振興費貸付金について、委員から事業目的、契約内容や貸付期間等について説明を求めました。

執行部によりますと、メジカ需給調整対策協議会が事業主体となって、この貸付金を活用し、買い入れ・冷凍保存・販売の仕組みをつくり、原魚を確保することが目的であり、計画では元気プロジェクトと買い取り契約を結び、原魚を冷凍して加工業者に販売することとしている。

貸付については、要綱を定めて行い、元気プロジェクトで冷凍保存費を加算し、加工業者に販売の上、冷凍保存費を差し引いた買い入れ額は、メジカ需給調整対策協議会を通じ、市に返還するという流れになるとのことです。

活用期間は、11月1日から来年の3月31日までとし、予算を算定するに当たっては、キロ単価100円としているが、漁業者、加工業者、行政3者でお互い納得のできる価格を決めて買い入れをする予定で、その限度額が1,500万円であるとのことです。

委員から、貸付金については、チェックをきちんと行いながら、漁業者、加工業者等も含めて最大限の効果が上がるような取り組みを行うよう、要請をいたしました。

同じく、歳出中、6款1項1目13節 商工振興費委託料についてでございます。

中心商店街にぎわいづくりのための人材育成事業の委託先と事業内容についての説明を求めました。

執行部によりますと、えぶりでいキッチンが平成13年に建設され、これまで運営協議会が経営を続けてきたが、近隣に直販所ができたことから、平成20年の売上高1億円余りをピークに、ここ数年は売り上げの減少が顕著である。これを踏まえて、度重なる協議を行った結果、中心商店街の青年部の方や市内事業者の方たち12人の出資により、11月1日から「しみずみらい合同会社」という組織を立ち上げて、継続的な運営をするために必要な人材を育成し、中心商店街がさらににぎわいのある場所となるよう、立て直しを図ることとなったとのことです。

委員から、現在、厳しい状況にあり、これを打破するためには、新会社の「しみずみらい合

同会社」により、さらなる活性化を図るとのことであるが、総合的に中心商店街全体を見据えた抜本的な改革が必要との意見が出されました。

これに対し、執行部より、もう一度、中心商店街のにぎわいを取り戻していくために、役員12名が毎週のように経営会議を行っており、ただ業務をこなすだけではなく、人材育成のために半日は役員が張りつくなど、直販所運営にとどまらず、市民参加型の活動拠点となるよう、目的をしっかり持って取り組んでいくとのことであり、了承いたしました。

その他、歳出については、特に意見もなく了承いたしました。

2、議案第48号「平成26年度土佐清水市水道事業会計補正予算（第1号）について」

議案第49号「平成26年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」

議案第50号「平成26年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第1号）について」

議案第51号「平成26年度土佐清水市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について」

議案第68号「平成26年度土佐清水市一般会計補正予算（第5号）について」

以上、5件につきましては、特に意見もなく了承をいたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました補正予算案について、採決の結果、それぞれ原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第52号「平成25年度土佐清水市一般会計歳入歳出決算の認定について」から議案第60号「平成25年度土佐清水市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」までの一般会計並びに各特別会計歳入歳出決算等について報告をいたします。

審査は、平成25年度歳入歳出決算書及び決算審査における事業説明書等を基本資料として、10月15日、16日の2日間、市長、副市長、企画財政課長、会計管理者、各関係課長などの出席を求めて、質疑並びに意見を述べ、これに対する執行部の説明を求める方法で行いました。

一般会計については、一般会計の総額、歳入決算額、107億9,740万5,141円、歳出決算額104億6,227万6,931円、歳入歳出差引残額3億3,512万8,210円、翌年度に繰り越すべき財源1,682万9,210円を控除後の実質収支額は、3億1,829万9,000円の黒字決算となっております。

それでは、審査におきまして、指摘や要請などをいたしました主な事項について申し上げます。

1、議案第52号「平成25年度土佐清水市一般会計歳入歳出決算の認定について」

(1) 歳入中、1款 市税の収納状況についてであります。

委員から、不納欠損の件数及び事務処理について説明を求めました。

執行部によりますと、5年時効の件数は1,318件で執行停止による3年時効が329件であるとのこと。

事務処理については、督促状の発送はもちろんのこと、各要件に応じて催告書を発送するなどの対応をしているものの、結果として1,647件、金額にして3,800万円余りの不納欠損額となったとのことであります。

委員より、今後も適切な滞納整理を行い、不納欠損を極力少なくするよう要請をいたしました。

その他歳入については、特に意見もなく了承いたしました。

(2) 歳出中、3款1項1目13節 生活困窮者自立促進支援モデル事業について、委託先と事業内容の説明を求めました。

執行部によりますと、平成27年4月から生活困窮者自立促進法が施行予定であり、その準備段階として行っているもので、その目的は生活保護に至る前の段階で、個人の状態に応じた相談支援を実施し、就労等に結びつけ、生活困窮者の自立を促すもので、その相談窓口については、福祉事務所のある自治体が設置する義務があるため、現在、社会福祉協議会に委託して、臨時職員を雇用し、業務を行ってもらっているとのこと。また、この事業については、既に民生委員や区長へも周知しており、市の広報誌にも制度の目的等は掲載してきたとのことであります。

委員より、生活保護に至る前に支援をとということであるが、具体的には何を行うのか、また、民生委員や区長等とのかかわりはどうなるのかとの意見が出されました。

これに対し、執行部より、1つは四万十市のハローワークを通じた就労支援であり、もう1つは窓口の拡充である。生活に困っている方から民生委員に相談があったときに、この窓口があることにより、選択肢がふえて、いろんなケースに対応できるようになる。民生委員にとってもプラスになると思っているとのことであり、了承をいたしました。

同じく、7款5項1目 住宅管理費について。

委員より、市営住宅の老朽化により、台風時には被害が起きている現状である。市営住宅の定期点検は行っているのかとの意見が出されました。

執行部によりますと、台風が通り去った後は、係員全員で巡回しているが、定期点検はできていない状況である。今後は、市内全ての市営住宅の修繕に係る費用がどのくらい必要なのか、一定調査を実施して、財務当局とも協議しながら、適正な管理に努めていくとのことでありました。

また、委員から、市営住宅は昭和56年以前の建物が多いと思うが、耐震化はできているの

か。できていないとすれば、どのような状況かとの意見が出されました。

執行部によりますと、耐用年数が過ぎて危険と思われる住宅については、空き家となった段階で募集停止を行っている。現状では、一部の市営住宅については、昭和48年ごろの建物であり、耐震性があるのかないのかは調査してみなければならないが、もし耐震工事を行うとなれば、相当の経費がかかるので、執行部で今後、協議検討をしていきたいとのことであります。

委員より、市民へ住宅の耐震化を推進している中で、市営住宅が耐震化されていない。もし、このことが原因で事故があった場合は、行政の責任となりかねないので、市営住宅の定期点検と耐震化については、専門家による調査を早急に行うよう要請をいたしました。

その他歳出については、特に意見もなく了承いたしました。

次に、特別会計についてご報告いたします。

1、議案第59号「平成25年度土佐清水市水道事業会計歳入歳出決算の認定について」

委員より、漏水の原因と今後の漏水対策について、説明を求めました。

執行部によりますと、年間約3,000万円をかけ、漏水率の高い地区を優先的に調査修理をしているが、修理をするとまたほかの古い管に圧がかかり、破れたりしているのが現状である。

また、漏水の原因としては、本管から家庭への引き込み管の間での漏水が多くあり、管も細く、見つけにくいとのこと。抜本的に市内全ての本管を直すには、莫大な費用がかかる上、今後の使用者の減少を勘案すると、近いうちには料金の見直しもしなければならない状況である。このようなことから、漏水対策については、今後も引き続き協議を行いながら、予算づけを行い、計画的に取り組んでいきたいとのことであり、了承をいたしました。

2、議案第55号「平成25年度土佐清水市指定介護老人福祉施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

委員より、特別養護老人ホームしおさいの運営状況等について説明を求めました。

説明によりますと、平成25年度の決算額は、歳入歳出とも3億9,800万円余りで、このうち、赤字分4,133万円余りを基金から繰り入れを行っている。

平成26年5月28日現在の基金積立額は、9,300万円余りとなっていて、このままの状況が続けば、平成27年度末には基金が枯渇し、しおさい本体の運営が厳しくなると思われるとのこと。

委員より、民営化のことも含めて、しおさいの今後の運営について、見通しはどうかとの意見が出されました。

執行部より、民間人も入れて組織している「しおさいの在り方検討委員会」からしおさいの運営についての中間報告が近いうちにある予定である。

この検討委員会の意見を踏まえて、「直営」「指定管理」「民間委託」の3通りを検討して

いきたいとのことであります。

委員より、しおさいの今後の運営については、早い段階で議会の所管委員会へ報告し、議会の意見も聞きながら、民営化するのもしないのか等々も含めて十分な協議を行うよう要請をいたしました。

3、議案第53号「平成25年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

議案第54号「平成25年度土佐清水市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

議案第56号「平成25年度土佐清水市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

議案第57号「平成25年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

議案第58号「平成25年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

議案第60号「平成25年度土佐清水市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」

以上の6件につきましては、特に意見もなく了承いたしました。

以上の意見を付して、当委員会といたしましては、議案第52号「平成25年度土佐清水市一般会計歳入歳出決算の認定について」から議案第60号「平成25年度土佐清水市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」までの一般会計並びに各特別会計歳入歳出決算等につきましては、採決の結果、それぞれ全会一致により、認定、可決することに決しました。

なお、決算審査を通じまして、次年度の予算に反映するよう意見があった事項や各委員から指摘のあった事項などについては、今後の予算編成・予算執行において十分留意されるよう要請をいたしました。

以上で、予算決算常任委員会の審査概要と結果についての報告を終わります。

○議長（永野裕夫君） 総務文教常任委員会委員長 仲田 強君。

（総務文教常任委員会委員長 仲田 強君登壇）

○総務文教常任委員会委員長（仲田 強君） 平成26年土佐清水市議会第2回定例会9月第2回会議で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告をいたします。

1、議案第63号「土佐清水市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」

議案第64号「半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第65号「土佐清水市奨学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第66号「土佐清水市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第67号「工事請負契約金額の変更について」

以上、5件の案件について、委員より執行部に対してそれぞれ補足説明を求め、委員全員で条例の内容を確認いたしました。

委員からは、特に意見もなく、採決の結果、それぞれ全会一致にて了承いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました事件について、原案のとおり可決いたしました。

○議長（永野裕夫君） 産業厚生常任委員会委員長 岡崎宣男君。

（産業厚生常任委員会委員長 岡崎宣男君登壇）

○産業厚生常任委員会委員長（岡崎宣男君） 平成26年土佐清水市議会第2回定例会9月第2回会議で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告をいたします。

1、議案第61号「土佐清水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」

議案第62号「土佐清水市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」

条例案の審査に先立ち、「子ども・子育て支援新制度」の概要について執行部に説明を求めました。

説明によりますと、平成24年8月に、国において、子ども・子育て関連三法が成立し、全ての子どもに良質な成育環境を保障し、子どもや子育てを社会全体で支援することを目的に、この制度が創設され、平成27年度から本格施行される予定である。

実施主体となる市町村は、地域のニーズに基づき、子ども・子育て支援事業計画を策定し、一元的に給付や各事業を実施することとなっている。

新制度施行に当たって、必要な各種基準を条例で定めることとしたとのことであります。

次に、両議案について執行部に説明を求めました。

説明によりますと、議案第61号について、新制度では、市町村の確認を受けた特定教育・保育施設（認可を受けた認定こども園、幼稚園、保育所）や特定地域型保育事業（認可を受けた小規模保育事業等）において、子どもが教育・保育を受けた場合、国が定める基準により算定した費用の額を限度として、各施設は市より給付費を受領することとなっており、当該施設が運営に関する基準を満たしているのかどうか、市が確認を行うため、必要な事項を定める条例であるとのことであります。

議案第62号について、原則満3歳未満の保育を必要とする乳幼児に対して行われる、定員が1人から5人までの「家庭的保育事業」や定員が6人から19人の「小規模保育事業」、障

害児のいる世帯などを訪問して保育する「居宅訪問型保育事業」、従業員の子どもなどに保育を提供する「事業所内保育事業」の4事業は、新制度により、新たに市の認可事業として位置づけられることとなり、これら事業の設置者や事業者は、市の条例により定める設備及び運営に関する基準を満たす必要がある。

こういった小規模の保育施設については、市が認可をすることになっているため、必要な事項を定める条例であるとのことであります。

委員より、この新制度への移行により、保育料などが上がることはないかとの意見や、保育所の受け入れに係る選考基準が厳しくなるのではないかとの意見が出されました。

これに対し、保育所の保育料や幼稚園の授業料については、これまでは主に所得税額によって設定されていたが、新制度では市民税の所得割額によって市が設定することとなる。

現在の区割り区分が変更となるため、増減する方もそれぞれいると想定しているが、できるだけ急激な増額とならないように、今後、調整していきたい。

また、保育所の受け入れについては、保護者がパートで働く場合といった項目も新たに追加されるなど、むしろこれまでよりも基準が緩和されることとなるとのことであります。

このほか、委員よりこの新制度により、市内の保育所などの運営はどのように変わっていくのかとの意見が出されました。

これに対し、現在、足摺岬保育所と下川口保育所については、園児の数が少ない状況であるため、将来的には「小規模保育事業」に移行することが考えられる。移行した場合、保育士の配置基準が若干、緩和されることとなるが、臨時の保育士を配置することなどにより、対応したいとのことであり、採決の結果、それぞれ全会一致により可決いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました事件について、それぞれ原案のとおり可決いたしました。

以上であります。

○議長（永野裕夫君） 以上で、各委員会の審査結果の報告は終わりました。

ただ今から、委員長報告に対する質疑に入ります。

予算決算常任委員会委員長は、委員長席にご着席をお願いいたします。

予算決算常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 質疑なしと認めます。

以上で、予算決算常任委員会委員長に対する質疑を終わります。

予算決算常任委員会委員長は、自席にお戻りください。

次に、総務文教常任委員会委員長は、委員長席にご着席をお願いいたします。

総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 質疑なしと認めます。

以上で、総務文教常任委員会委員長に対する質疑を終わります。

総務文教常任委員会委員長は、自席にお戻り願います。

次に、産業厚生常任委員会委員長は、委員長席にご着席をお願いいたします。

産業厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 質疑なしと認めます。

以上で、産業厚生常任委員会委員長に対する質疑を終わります。

産業厚生常任委員会委員長は、自席にお戻り願います。

以上で、委員長報告に対する質疑を終わります。

この際、暫時休憩をいたします。

午前10時31分 休 憩

午前11時30分 再 開

○議長(永野裕夫君) 休憩前に続いて会議を開きます。

ただ今から討論に入ります。

討論の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 討論なしと認めます。

討論を終わります。

ただ今から採決に入ります。

議案第47号「平成26年度土佐清水市一般会計補正予算(第4号)について」を採決いたします。

議案第47号「平成26年度土佐清水市一般会計補正予算(第4号)について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第47号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。

よって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号「平成26年度土佐清水市水道事業会計補正予算（第1号）について」を採決いたします。

議案第48号「平成26年度土佐清水市水道事業会計補正予算（第1号）について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第48号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（永野裕夫君） 起立全員であります。

よって、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号「平成26年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」を採決いたします。

議案第49号「平成26年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第49号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（永野裕夫君） 起立全員であります。

よって、議案第49号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号「平成26年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第1号）について」を採決いたします。

議案第50号「平成26年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第1号）について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第50号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（永野裕夫君） 起立全員であります。

よって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号「平成26年度土佐清水市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について」を採決いたします。

議案第51号「平成26年度土佐清水市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第51号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（永野裕夫君） 起立全員であります。

よって、議案第51号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号「平成25年度土佐清水市一般会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

議案第52号「平成25年度土佐清水市一般会計歳入歳出決算の認定について」に対する委員長の報告は、認定であります。

議案第52号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。

よって、議案第52号は、認定されました。

次に、議案第53号「平成25年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

議案第53号「平成25年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」に対する委員長の報告は、認定であります。

議案第53号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。

よって、議案第53号は、認定されました。

次に、議案第54号「平成25年度土佐清水市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

議案第54号「平成25年度土佐清水市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」に対する委員長の報告は、認定であります。

議案第54号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。

よって、議案第54号は、認定されました。

次に、議案第55号「平成25年度土佐清水市指定介護老人福祉施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

議案第55号「平成25年度土佐清水市指定介護老人福祉施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について」に対する委員長の報告は、認定であります。

議案第55号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。

よって、議案第55号は、認定されました。

次に、議案第56号「平成25年度土佐清水市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

議案第56号「平成25年度土佐清水市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について」に対する委員長の報告は、認定であります。

議案第56号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。

よって、議案第56号は、認定されました。

次に、議案第57号「平成25年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

議案第57号「平成25年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」に対する委員長の報告は、認定であります。

議案第57号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。

よって、議案第57号は、認定されました。

次に、議案第58号「平成25年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

議案第58号「平成25年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計歳入歳出決算の認定について」に対する委員長の報告は、認定であります。

議案第58号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。

よって、議案第58号は、認定されました。

次に、議案第59号「平成25年度土佐清水市水道事業会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

議案第59号「平成25年度土佐清水市水道事業会計歳入歳出決算の認定について」に対する委員長の報告は、認定であります。

議案第59号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。

よって、議案第59号は、認定されました。

次に、議案第60号「平成25年度土佐清水市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」を採決いたします。

議案第60号「平成25年度土佐清水市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第60号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。

よって、議案第60号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号「土佐清水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」を採決いたします。

議案第61号「土佐清水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第61号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。

よって、議案第61号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号「土佐清水市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」を採決いたします。

議案第62号「土佐清水市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第62号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。

よって、議案第62号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号「土佐清水市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」を採決いたします。

議案第63号「土佐清水市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第63号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。

よって、議案第63号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号「半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第64号「半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第64号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。

よって、議案第64号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号「土佐清水市奨学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第65号「土佐清水市奨学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第65号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。

よって、議案第65号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号「土佐清水市社会体育施設の設備及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第66号「土佐清水市社会体育施設の設備及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第66号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。

よって、議案第66号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号「工事請負契約金額の変更について」を採決いたします。

議案第67号「工事請負契約金額の変更について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第67号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。

よって、議案第67号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第68号「平成26年度土佐清水市一般会計補正予算（第5号）について」を採決いたします。

議案第68号「平成26年度土佐清水市一般会計補正予算（第5号）について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第68号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（永野裕夫君） 起立全員であります。

よって、議案第68号は、原案のとおり可決されました。

この際、午食のため、午後1時まで休憩をいたします。

午前 11時44分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（永野裕夫君） 休憩前に続いて会議を開きます。

ただ今、市長から、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」から諮問第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」までの諮問3件並びに同意案第6号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」及び同意案第7号「土佐清水市教育委員会委員の任命について」の同意案2件が提出されました。

お諮りいたします。

この際、諮問第1号から諮問第3号まで諮問3件並びに同意案第6号及び同意案第7号の同意案2件、計5件を日程に追加し、一括議題といたしたいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） ご異議なしと認めます。

よって、諮問第1号から諮問第3号までの諮問3件並びに同意案第6号及び同意案第7号の同意案2件、計5件を日程に追加し、一括議題とすることに決しました。

諮問第1号から諮問第3号までの諮問3件並びに同意案第6号及び同意案第7号の同意案2件、計5件を一括議題といたします。

職員に議案の朗読をいたさせます。

（議案朗読）

○議長（永野裕夫君） 議案の朗読は終わりました。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

市長。

（市長 泥谷光信君登壇）

○市長（泥谷光信君） ただ今、ご提案いたしました諮問第1号、第2号及び第3号並びに同意案第6号及び同意案第7号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

諮問第1号は、人権擁護委員として基本的人権を擁護するため、侵犯の防止及び適切なる措置並びに指導等にご尽力を賜っております弘畑眞百合氏が、本年12月31日をもって任期満了となります。

弘畑氏は、平成24年1月から同委員として、献身的にご尽力を賜るなど、人格・識見とも最適者と考えており、引き続き候補者として推薦いたしたいと存じます。

次に、諮問第2号は、同じく人権擁護委員としてご尽力を賜っております吉永由加利氏が、本年12月31日をもって任期満了となります。

吉永氏は、平成24年1月から同委員として、献身的にご尽力を賜るなど、人格・識見とも最適者と考えており、引き続き候補者として推薦いたしたいと存じます。

次に、諮問第3号は、人権擁護委員としてご尽力を賜っております手島千代子氏が、本年12月31日をもって任期満了となります。つきましては、その後任として、濱崎初子氏を候補者として推薦いたしたいと存じます。

濱崎氏は、平成25年3月まで、本市保育士として勤務し、同年12月からは民生児童委員を務めるなど、人格・識見とも人権擁護委員には最適者と考えております。

なお、人権擁護委員は、議会のご意見を賜り、候補者として法務大臣に推薦することとなっておりますので、議会にお諮りするものであります。

続きまして、同意案第6号は、土佐清水市固定資産評価審査委員会委員の選任に伴う同意案であります。

平成24年7月4日から同委員としてご尽力を賜りました浅尾公厚氏が、本年7月31日をもって一身上の都合により退任されました。この間における同氏のご労苦とご努力に対しまして、心から敬意と感謝を申し上げますところであります。

つきましては、その後任として、尾崎裕夫氏を選任いたしたいと存じます。

尾崎氏は、土佐清水市土地開発公社職員として、平成24年3月まで勤務し、用地買収及び土地登記事務に精通するなど、その経験と識見は、固定資産評価審査委員会委員として最適者であると考え、ご提案する次第であります。

続きまして、同意案第7号は、土佐清水市教育委員会委員の任命に伴う同意案であります。

平成26年3月24日から同委員としてご尽力を賜りました浅井久也氏が、本年8月31日をもって、一身上の都合により退任されました。この間における同氏のご労苦とご努力に対しまして、心から敬意と感謝を申し上げますところであります。

つきましては、その後任として、山本 周氏を任命いたしたいと存じます。

山本氏は、家業の新聞販売業の傍ら、青年会議所理事長を務めた経験など、その経験と識見は教育委員として最適任者であると考え、ご提案する次第であります。

どうか諮問3件及び同意案2件につきまして、ご答申及びご同意を賜りますよう、お願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（永野裕夫君） 提案理由の説明は終わりました。

ただ今から質疑に入ります。

諮問第1号から諮問第3号までの諮問3件並びに同意案第6号及び同意案第7号の同意案2件、計5件について質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

お諮りいたします。

諮問第1号から諮問第3号までの諮問3件並びに同意案第6号及び同意案第7号の同意案2件、計5件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしましたと思います。

これにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） ご異議なしと認めます。

よって、諮問第1号から諮問第3号までの諮問3件並びに同意案第6号及び同意案第7号の同意案2件、計5件については、委員会付託を省略することに決しました。

諮問第1号から諮問第3号までの諮問3件並びに同意案第6号及び同意案第7号の同意案2件、計5件の委員会付託を省略いたします。

ただ今から討論に入ります。

討論の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

ただ今から採決いたします。

諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」同意の方はご起立を願ひます。

（賛成者起立）

○議長（永野裕夫君） 起立全員であります。

よって、諮問第1号は同意されました。

次に、諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」同意の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。

よって、諮問第2号は同意されました。

次に、諮問第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」同意の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。

よって、諮問第3号は同意されました。

次に、同意案第6号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」同意の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。

よって、同意案第6号は同意されました。

次に、同意案第7号「土佐清水市教育委員会委員の任命について」同意の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。

よって、同意案第7号は同意されました。

ただ今、市議会議案第6号「2015年10月の消費税率10%への再引き上げ中止を求める意見書の提出について」の議案が提出されました。

お諮りいたします。

この際、市議会議案第6号を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) ご異議なしと認めます。

よって、市議会議案第6号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

市議会議案第6号を議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

4番、前田 晃君。

(4番 前田 晃君登壇)

○4番(前田 晃君) 市議会議案第6号「2015年10月の消費税率10%への再引き上げ中止を求める意見書」につきまして、案文を朗読して提案理由の説明とさせていただきます。

政府は、4月の消費税率8%への増税に続き、2015年10月からの税率10%への再引き上げを今年中に決断するとしている。しかし、以下の理由で10%への再引き上げはすべきではない。

4月から6月期のGDPは、年率換算で7.1%もの大幅減となった。その主な要因は、個人消費が増税前の駆け込み需要の反動減を超え、年率換算18.7%と大きく落ち込んだこと。住宅投資や企業の設備投資も大幅な減となったためである。消費税率8%への増税が経済成長に急ブレーキをかけたことは明らかである。

本市も経済活性化の必死の努力を続けているが、中小零細企業、中小商店、低所得者層が多く、消費税の増税がより深刻な否定的影響を与えており、地域経済活性化の見地からも再増税は避けるべきである。

また、市民の暮らしの実態は、年金の連続削減、医療費や社会保険料の負担増、もともと低い賃金の連続的な低下、物価高、その上の8%への増税で我慢の限界を超えている。市民生活はこれ以上の痛みに耐えられる状態にはない。

消費税法附則第18条第3項は、経済状況によっては「施行の停止を含め所要の措置を講ずる」と、増税中止を選択することも可能と明記されている。現下の経済情勢、市民の暮らしの実態は、この条項を発動すべき緊急事態となっている。法の解釈どおり「施行の停止」を決断すべきである。

よって、国においては、2015年10月の消費税率10%への再引き上げを行わないよう強く要望する。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長(永野裕夫君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

ただ今から質疑に入ります。

市議会議案第6号について、質疑の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 質疑なしと認めます。

市議会議案第6号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたします。

これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（永野裕夫君） ご異議なしと認めます。

よって、市議会議案第6号については、委員会付託を省略することに決しました。

市議会議案第6号の委員会付託を省略いたします。

ただ今から討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

6番、森 一美君。

（6番 森 一美君登壇）

○6番（森 一美君） こんにちは。清友会の森 一美でございます。

市議会議案第6号「2015年10月の消費税率10%への再引き上げ中止を求める意見書提出」に反対の立場で討論をいたします。

長い間続いた世界的な経済不況の中で、デフレスパイラルに陥っていた日本経済も持ち直しの傾向が見えてきました。これもアベノミクスの成果だと思います。

安倍政権は、さらに経済成長をさせるべく取り組んでおります。福祉の充実、強化するため、消費税に財源を求め、本年4月にプラス3%、来年10月にプラス2%で消費税率を10%に上げる法案が可決しておりますが、これも本年7月から9月までの経済状況を見て、本年末までに決定したいとのことであります。

本市も少子高齢化、人口減少が進んでいる中、福祉を充実させるためには、どうしても国からの財政支援が必要になります。

年末までにこの消費税率を上げるという件については、この経済成長の状態を見て、総理も適正に判断されると私は信じております。

この状態の中で、反対の意見書を提出することには、私は反対でありますので、よろしくお願いたします。

○議長（永野裕夫君） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

ただ今から採決いたします。

市議会議案第6号「2015年10月の消費税率10%への再引き上げ中止を求める意見書の提出について」を採決いたします。

市議会議案第6号について、原案に賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（永野裕夫君） 起立少数であります。

よって、市議会議案第6号は否決されました。

ただ今、市議会議案第7号「慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書の提出について」の議案が提出されました。

お諮りいたします。

この際、市議会議案第7号を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） ご異議なしと認めます。

よって、市議会議案第7号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

市議会議案第7号を議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

1番、田中耕之郎君。

（1番 田中耕之郎君登壇）

○1番（田中耕之郎君） 慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書案を朗読し、提案理由といたします。

平成22年7月11日に行われた参議院選挙区選挙に係る一票の格差に対して、最高裁判所は違憲状態、各地の高等裁判所は違憲又は違憲状態との判決を下した。国会に設置された選挙制度協議会では、有権者の少ない選挙区で隣接府県と合区させることで余裕の議席をつくり、その分を東京などの有権者の多い都道府県選挙区に加配するという座長案が示された。

我々は、参議院選挙区を考えると、地方自治体の実情や歴史的・文化的・地理的条件を考慮すれば、都道府県を基本とすること以上に意味のある新たな選挙区単位を見出すことは困難であると考えます。こうしたことに立脚して、参議院選挙制度改革については、慎重に議論を進めることを要請する。

世界に目を転じれば、アメリカ合衆国上院議員やフランス共和国の元老院議員の選出に当たっては、選挙区選挙に生じる一票の格差が問題になることはない。これはおのおのの憲法において、被選出者に地方代表としての役割が明確に与えられているためである。前述の事例から我々が学び、そして取り組むべきは選挙区の見直しによる数字合わせに終始するのではなく、これからの国の姿勢を示した上で、選挙区制度のあり方を議論すべきである。一票の格差に過度に固執することなく、参議院の担うべき役割について、根本から議論を行い、必要に応じて制度改正を行うことであると考えます。

よって、国におかれては、次の事項につき、特にご留意いただくよう要請する。

参議院選挙制度改革に当たっては、各都道府県単位の制度を堅持すること。

参議院の担うべき役割について議論を行い、必要に応じて制度改革を行うこと。

以上を提案いたします。ご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（永野裕夫君） 以上で、提案理由説明は終わりました。

ただ今から質疑に入ります。

市議会議案第7号について質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

市議会議案第7号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしましたと思います。

これにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） ご異議なしと認めます。

よって、市議会議案第7号については委員会付託を省略することに決しました。

市議会議案第7号の委員会付託を省略いたします。

ただ今から討論に入ります。

討論の方はございませんか。

4番、前田 晃君。

（4番 前田 晃君登壇）

○4番（前田 晃君） 市議会議案第7号「慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書」に反対の立場で討論を行います。

参議院選挙制度の見直しについては、憲法上の要請である一票の価値の平等を実現することが、制度改革の不可欠な前提とならなければなりません。

また、選挙制度の改革は、多様な民意を議席に正確に反映する制度にすることが基本だと考えます。その基本に立てば、民意を正確に反映することのできる選挙制度は、比例代表制度であり、投票価値の平等の観点から見ても、都道府県単位の選挙制度自体の見直しが必要となります。

過去には、2010年12月以来、議長と各派代表者による選挙制度改革検討会のもとで協議が行われ、当時の西岡議長から総定数を削減せず、全国11ブロック比例代表制の案が提案され、多数の会派がこれをたたき台とすべきだと主張した経過もあります。

提案されている意見書では、民意の正確な反映、投票価値の平等という憲法上の要請に応え

ることができないという点から、反対の立場を表明し、反対討論といたします。

○12番（武藤 清君） 議長。

○議長（永野裕夫君） 12番、武藤 清君。

（12番 武藤 清君自席）

○12番（武藤 清君） 討論については、議運での申し合わせ事項としては、事前に通告をするという、お互いこれは確認事項ですから、議長が許可しましたので、それはそれでよしとしても、今後の問題としては、各会派にきちっと確認を今後するようにせんと、申し合わせ事項が何の意味も持たないようになりますので、その辺ひとつよろしくお願いします。

○議長（永野裕夫君） 今、武藤議員の発言がございましたとおり、前田議員、今後討論の通告は事前に行うようによろしく願いをいたします。

ほかに討論の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

ただ今から採決いたします。

市議会議案第7号「慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書の提出について」を採決いたします。

市議会議案第7号について、原案に賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（永野裕夫君） 起立多数であります。

よって、市議会議案第7号は原案のとおり可決されました。

ただ今、市議会議案第8号「「森林・林業基本計画」の推進に係る意見書の提出について」の議案が提出されました。

お諮りいたします。

この際、市議会議案第8号を日程に追加し、議題といたしたいと思えます。

これにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 異議なしと認めます。

よって、市議会議案第8号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

市議会議案第8号を議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

7番 小川豊治君。

(7 番 小川豊治君登壇)

○7番(小川豊治君) 市議会議案第8号について、提案理由の説明をいたします。

世界有数の森林国である我が国は、大部分が中山間地域に位置しており、本市も特に森林地域の占める割合が高い地域であります。

山林地域は国土の保全や水源の涵養としての役割、自然環境などの多くの公益的な役割を果たしております。

しかし、ここ数年来の都市部への人口集中と過疎化・少子化の進展により、農林業の低迷、働く場所の減少、生活環境の遅れなどにより、限界集落といわれる地域が増加し、集落機能が失われるなど、多くの課題が山積をしております。

国は、7月25日、まち・ひと・しごと創生本部設立準備室が内閣官房に設置をされました。総務省をはじめ、各省庁に推進本部が設置され、総額4兆円の地方創生案が審議される予定で、それに合わせ、今後も中山間地域の再生に向けて、方策拡充は必要であります。

そのため、国において森林・林業基本計画の推進と平成27年度予算において、別紙意見書案のとおり、施策の実施を求めるために意見書を提出するものであります。

ぜひとも皆様方のご賛同をよろしくお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。どうかよろしくお願いいたします。

○議長(永野裕夫君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

ただ今から質疑に入ります。

市議会議案第8号について質疑の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

市議会議案第8号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) ご異議なしと認めます。

よって、市議会議案第8号については委員会付託を省略することに決しました。

市議会議案第8号の委員会付託を省略いたします。

ただ今から討論に入ります。

討論の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（永野裕夫君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

ただ今から採決いたします。

市議会議案第8号「「森林・林業基本計画」の推進に係る意見書の提出について」を採決いたします。

市議会議案第8号について原案に賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（永野裕夫君） 起立全員であります。

よって、市議会議案第8号は原案のとおり可決されました。

ただ今、市議会議案第9号「地域林業・地域振興の確立に向けた「山村振興法」の延長と施策の拡充に係る意見書の提出について」の議案が提出されました。

お諮りいたします。

この際、市議会議案第9号を日程に追加し、議題といたしたいと思えます。

これにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） ご異議なしと認めます。

よって、市議会議案第9号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

市議会議案第9号を議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

3番 細川博史君。

（3番 細川博史君登壇）

○3番（細川博史君） 市議会議案第9号について、提案理由の説明をいたします。

現在、少子高齢化の進展により、地方の活力は失われている実態であり、その地方の大部分を占める山村地域は、国土・自然環境の保全、水源涵養、地球温暖化の防止等、多面的・公益的な役割を果たしております。

しかし、近年、林地の荒廃や農地荒廃など、手入れの行き届かない山林があり、国土保全の上からも大きな課題になっており、山村地域の再生は森林の整備に向けた安定的な財源の確保とあわせて、政策提言を行う必要があります。

昭和40年に山村振興の理念及び振興方策を盛り込んだ「山村振興法」が制定され、国の政策支援のもとに実施されてきましたが、「山村振興法」は平成27年3月末で期限切れとなります。これからも山村地域の振興や地域林業の確立、そして就業機会への拡大や雇用の確保、若者の定住等が必要であり、そのため、土佐清水市として「山村振興法」の延長と施策の拡充

について、国に対して意見書を提出するものであります。

意見書案につきましては、お手元に配付しているとおりでございます。ぜひとも皆様方のご賛同をいただきますようお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。どうかよろしくお願いたします。

○議長（永野裕夫君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

ただ今から質疑に入ります。

市議会議案第9号について質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

市議会議案第9号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） ご異議なしと認めます。

よって、市議会議案第9号については委員会付託を省略することに決しました。

市議会議案第9号の委員会付託を省略いたします。

ただ今から討論に入ります。

討論の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

ただ今から採決いたします。

市議会議案第9号「地域林業・地域振興の確立に向けた「山村振興法」の延長と施策の拡充に係る意見書の提出について」を採決いたします。

市議会議案第9号について原案に賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（永野裕夫君） 起立全員であります。

よって、市議会議案第9号は原案のとおり可決されました。

ただ今、市議会議案第10号「軽度外傷性脳損傷の周知及び労災認定基準の改正等を求める意見書の提出について」の議案が提出されました。

お諮りいたします。

この際、市議会議案第10号を日程に追加し、議題といたしたいと思います。
これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) ご異議なしと認めます。

よって、市議会議案第10号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

市議会議案第10号を議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

5番 浅尾公厚君。

(5番 浅尾公厚君登壇)

○5番(浅尾公厚君) 市議会議案第10号について、案文を朗読し、提案理由の説明といたします。

軽度外傷性脳損傷は、転倒や転落、交通事故、スポーツ外傷などにより、頭部に打撃を受けた際に脳が損傷し、その結果として、持続する頭痛、意識状態の変化や事故後の記憶喪失、けいれん発作や手足のしびれなどの多岐にわたる症状が現れるなど、重傷な場合は寝たきりの生活になることもあります。

この疾病は、磁気共鳴画像(MRI)などによる画像診断だけでは異常が見つかりにくいため、労働者災害補償保険(労災)や自動車損害賠償責任保険の補償対象にならないケースが多くなっている。働くことができない上に、補償も十分に受けられない患者は、経済的に追い込まれ、本人、家族にとって深刻な状況が続いています。

国においても、平成25年5月に、厚生労働科学研究事業の軽度外傷性脳損傷の定義に該当する可能性がある症例があることが報告され、この結果を受け、高次脳機能障害のうち画像所見が認められない軽度外傷性脳損傷に関する労災の障害給付請求事案について、厚生労働省本省に報告し、個別に判断することとなった。このことが新たな一歩になると期待されています。

さらに、世界保健機関(WHO)においては、軽度外傷性脳損傷の定義の明確化を図った上で、その予防措置の確立を提唱しており、我が国においてもその対策が求められるところであります。

よって、国におかれては、下記事項に取り組まれるよう強く要望する。

- 1 軽度外傷性脳損傷のために働けない場合、労災の障害(補償)年金が受給できるような労災認定基準を改正すること。
- 2 労災認定基準の改正に当たっては、他覚的・体系的な神経的検査法など、画像診断に代わる軽度外傷性脳損傷の判断方法を導入すること。
- 3 軽度外傷性脳損傷について、国民をはじめ教育機関への啓発・周知を図ること。

以上であります。よろしくお願ひします。

○議長（永野裕夫君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

ただ今から質疑に入ります。

市議会議案第10号について質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

市議会議案第10号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思ひます。

これにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） ご異議なしと認めます。

よって、市議会議案第10号については委員会付託を省略することに決しました。

市議会議案第10号の委員会付託を省略いたします。

ただ今から討論に入ります。

討論の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

ただ今から採決いたします。

市議会議案第10号「軽度外傷性脳損傷の周知及び労災認定基準の改正等を求める意見書の提出について」を採決いたします。

市議会議案第10号について原案に賛成の方はご起立願ひます。

（賛成者起立）

○議長（永野裕夫君） 起立全員であります。

よって、市議会議案第10号は原案のとおり可決されました。

ただ今、7番議員小川豊治君から、議会運営委員会委員を辞任したいとの申し出がありました。

お諮りいたします。

この際、「議会運営委員会委員の辞任の件」を日程に追加し、議題といたしたいと思ひます。

これにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） ご異議なしと認めます。

よって、「議会運営委員会委員の辞任の件」を日程に追加し、議題とすることに決しました。

「議会運営委員会委員の辞任の件」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、7番小川豊治君には退場を求めます。

（7番 小川豊治君退場）

○議長（永野裕夫君） お諮りいたします。

本件は、申し出のとおり、7番小川豊治君の議会運営委員会委員の辞任を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） ご異議なしと認めます。

よって、7番小川豊治君の議会運営委員会委員の辞任を許可することに決しました。

7番小川豊治君、入場を求めます。

（7番 小川豊治君入場）

○議長（永野裕夫君） ただ今、議会運営委員会委員が1名欠員となりました。

お諮りいたします。

「議会運営委員会委員の選任について」を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） ご異議なしと認めます。

よって、「議会運営委員会委員の選任について」を日程に追加し、議題とすることに決しました。

お諮りいたします。

「議会運営委員会委員の選任について」は、10番岡崎宣男君を指名いたしたいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） ご異議なしと認めます。

よって、ただ今指名をいたしました10番岡崎宣男君を議会運営委員会委員に選任することに決しました。

日程第2、「議員派遣について」を議題といたします。

お諮りいたします。

地方自治法第100条第13項及び土佐清水市議会会議規則第167条の規定に基づき、お手元に配付のとおり、関係議員を派遣したいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣については、決定されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

この際、執行部の挨拶を許します。

市長。

(市長 泥谷光信君登壇)

○市長(泥谷光信君) 9月第2回会議終了に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

9月29日、9月第2回会議再開以来、23日間にわたる長期日程にもかかわらず、連日により熱心なご審議、ご論議を賜りまして、厚くお礼を申し上げます。

また、提案をいたしました議案につきまして、追加提案の補正予算案並びに人事案件も含めて、全て可決及び同意をいただき、心からお礼を申し上げます。

今議会では、新しく議席を得られました5人の新人議員のうち、4人の議員を含む10人の議員の皆さんから質問を受けましたが、皆様方からのご指摘、あるいはご提案をいただきました事項につきましては、これを真摯に受けとめ、今後の行政運営に生かしてまいります。

これからもご指導、ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

さて、国も来年度予算編成に向けて動き出しました。この会議でも多くの議員からご質問を受けました地方創生関連につきましては、特に最大の注意を払いながら、同時に本市の来年度財政運営の方向も見定めた上で、国・県への要望活動を強め、日々真剣勝負で行政を進めてまいりたいと決意を新たにしているところでございます。

最後になりますが、いよいよ週末の10月25日に迫りました土佐清水市制60周年記念式典並びに第5回ジョン万祭りの成功と市民の皆様方のご参加を心よりお願いを申し上げ、簡単ではございますが、会議終了に当たってのご挨拶といたします。まことにありがとうございます。 (拍手)

○議長(永野裕夫君) これをもちまして、平成26年土佐清水市議会第2回定例会9月第2回会議を終了いたします。お疲れさまでございました。(拍手)

午後 1時51分 散 会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

土佐清水市議会 議長

副議長

署名議員

署名議員